

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	24. 7. 31	円 71,270	平成24年5月18日、宮前区土橋6丁目11番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、事故により前方で停車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
2	環境局	24. 8. 2	円 262,500	平成24年7月4日、幸区南加瀬5丁目1番1号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
3	環境局	24. 8. 8	円 109,156	平成24年6月8日、宮前生活環境事業所構内で、本市中型ごみ収集車が、移動しようとして後退した際、後方に停車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
4	環境局	24. 8. 24	円 215,759	平成24年7月7日、高津区千年61番地1先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、後方に駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
5	環境局	24. 10. 12	円 30,607	平成24年9月12日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、駐車中の車両を避けようと左に寄った際、被害者所有の扉に接触し、破損させたもの

6	環境局	24. 10. 15	円 105,000	平成24年8月30日、宮前区有馬9丁目5番6号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の塀に接触し、破損させたもの
7	多摩区役所	24. 10. 1	円 2,029,917	平成23年3月13日、多摩区登戸新町434番地先交差点で、本市軽ライトバンが、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の自動二輪車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
8	消防局	24. 7. 27	円 247,485	平成24年6月24日、麻生区上麻生3丁目24番1号先路上で、本市原動機付自転車が、前方を走行していた被害者運転の普通乗用車に追突し、破損させたもの
9	消防局	24. 9. 28	円 151,046	平成24年8月16日、高津区溝口5丁目9番25号先路上で、本市消防車が、前方から走行してきた被害者所有の軽ライトバンと擦れ違う際、当該軽ライトバンに接触し、破損させたもの
10	消防局	24. 10. 2	円 116,309	平成24年7月16日、被害者宅先丁字路で、本市救急車が、方向転換しようとして後退した際、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
11	環境局	24. 9. 6	円 101,875	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの 普通乗用車及びエアコン室外機等（被害者(ア)） 建物の外壁等（被害者(ア)及び(イ)） 物干し台（被害者(ウ)） 建物の外壁等（被害者(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)）
			円 60,095	
12	環境局	24. 9. 27	円 1,075	普通乗用車（被害者(キ)） 建物の外壁等（被害者(キ)及び(ク)） 建物の外壁等（被害者(ケ)及び(コ)） 建物の外壁等及び小型乗用車（被害者(サ)）
			円 1,196,759	

13	環境局	24. 10. 12	円 138,978	
			円 347,682	
14	環境局	24. 10. 16	円 57,336	
15	環境局	24. 10. 23	円 82,268	
16	建設緑政局	24. 7. 26	円 110,030	平成22年12月3日、二ヶ領本川で、水門が、適切に開かなかったため、河川の水があふれ、被害者所有の次の物件を損傷したもの エアコン室外機（被害者(ア)） 家具等（被害者(イ)）
17	建設緑政局	24. 7. 30	円 13,147,000	
18	建設緑政局	24. 7. 30	円 79,212	平成24年1月17日、多摩区生田2丁目11番8号先路上で、被害者所有の普通トラックが、破損していた側溝のグレーチングの上を走行したところ、グレーチングが跳ね上がり、当該普通トラックを破損させたもの
19	建設緑政局	24. 8. 9	円 94,741	平成24年3月3日、高津区末長1382番地1先路上で、被害者所有の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの
20	建設緑政局	24. 8. 23	円 173,705	平成23年3月27日、宮前区宮崎6丁目1番地5先路上で、被害者運転の原動機付自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該原動機付自転車が破損し、及び被害者が負傷したもの

21	建設緑政局	24. 8. 23	円 17,583	平成23年10月19日、麻生区東百合丘1丁目24番1号先路上で、被害者が、側溝の蓋とグレーチングとの間に生じていた隙間に足を踏み入れ、負傷したもの
22	建設緑政局	24. 9. 27	円 124,130	平成24年1月13日、川崎区藤崎4丁目13番6号先路上で、歩行中の被害者が、街路樹の根により生じた路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの
23	消防局	24. 9. 15	円 339,880	平成24年7月21日、川崎区池田1丁目4番1号先路上で、火災出場中の本市消防隊員が、ホースカーを停車させたところ、路面の傾斜により当該ホースカーが回転し、駐車中の被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
199	21.12.16	五反田川放水路放流部立坑築造工事及び五反田川放水路放流部立坑築造付帯工事	<p>横浜市中区吉田町65番地</p> <p>清水・青木あすなろ・藤木共同企業体</p> <p>代表者 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一</p> <p>構成員 青木あすなろ建設株式会社</p> <p>代表取締役社長 市木 良次</p>	<p>契約金額 963,900,000 円</p>	<p>契約金額 961,626,750 円</p>	24.10.31	<p>本体工事について、トンネル部が到達する放流部立坑の接合部における施工性、経済性の検討により構造変更を行い、発生土を別工事へ有効利用したことにより処分量が減少したため、また、付帯工事について、立坑内への転落防止対策により立入防止柵を設置し、近隣住民からの要請により、仮設防音壁を一時撤去したため、減額変更を行うものである。</p>

210	23.12.15	井田重度障害者等生活施設改築工事	川崎市高津区末長42番地3 大藤・藤光・ヨシナガ共同企業体 代表者 株式会社 大藤建設 代表取締役 安藤 大樹 構成員 藤光建設株式会社 代表取締役 佐藤 光弘 構成員 株式会社 ヨシナガ工業 代表取締役 義永 訓也	契約金額 782,250,000 円	契約金額 797,567,400 円	24.11.7	当該工事の掘削作業時に当初想定していなかった汚染土が見つかり、処分が必要になったため、増額変更を行うものである。
-----	----------	------------------	---	--------------------------	--------------------------	---------	--

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成24年10月26日

公布年月日 平成24年10月29日

川崎市条例第47号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幸区の項区域の欄中「鹿島田」を「鹿島田1丁目、鹿島田2丁目、鹿島田3丁目」に改め、同表高津区の項区域の欄中「溝口、」を削る。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表幸区役所日吉出張所の項所管区域の欄中「鹿島田」を「鹿島田1丁目、鹿島田2丁目、鹿島田3丁目」に改める。

(川崎市児童相談所条例の一部改正)

第3条 川崎市児童相談所条例(昭和46年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市こども家庭センターの項中「川崎市幸区鹿島田1, 082番地3」を「川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年11月19日から施行する。

#### 4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

##### 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	24.10.9	*****	左記の相手方は、473,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年10月から平成25年12月までの間は毎月30,000円、平成26年1月は23,400円に分割して支払うこととするもの
2	24.10.9	*****	左記の相手方は、445,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年10月から平成25年11月までの間は毎月30,000円、同年12月は25,500円に分割して支払うこととするもの
3	24.10.9	*****	左記の相手方は、1,508,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年10月から平成26年1月までの間は毎月90,000円、同年2月は68,800円に分割して支払うこととするもの
4	24.10.11	*****	左記の相手方は、1,847,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成28年8月までの間は毎月40,000円、同年9月は7,300円に分割して支払うこととするもの
5	24.10.15	*****	左記の相手方は、2,023,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成30年5月までの間は毎月30,000円、同年6月は13,200円に分割して支払うこととするもの
6	24.10.15	*****	左記の相手方は、2,232,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年10月から平成27年4月までの間は毎月70,000円、同年5月は62,700円に分割して支払うこととするもの
7	24.10.15	*****	左記の相手方は、496,080円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年10月から平成26年4月までの間は毎月25,000円、同年5月は21,080円に分割して支払うこととするもの



8	24.10.15	*****	左記の相手方は、1,983,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成30年4月までの間は毎月30,000円、同年5月は3,200円に分割して支払うこととするもの
9	24.10.16	*****	左記の相手方は、617,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成26年6月までの間は毎月30,000円、同年7月は17,300円に分割して支払うこととするもの
10	24.10.18	*****	左記の相手方は、842,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成27年12月までの間は毎月22,000円、平成28年1月は6,700円に分割して支払うこととするもの
11	24.10.18	*****	左記の相手方は、477,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成26年9月までの間は毎月20,000円、同年10月は17,400円に分割して支払うこととするもの
12	24.10.18	*****	左記の相手方は、445,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成27年3月までの間は毎月15,000円、同年4月は10,500円に分割して支払うこととするもの
13	24.10.18	*****	左記の相手方は、803,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成27年6月までの間は毎月25,000円、同年7月は3,300円に分割して支払うこととするもの
14	24.10.18	*****	左記の相手方は、1,643,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成28年3月までの間は毎月40,000円、同年4月は3,500円に分割して支払うこととするもの
15	24.10.22	*****	左記の相手方は、1,299,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年10月から平成26年10月までの間は毎月50,000円、同年11月は49,600円に分割して支払うこととするもの

16	24.10.29	*****	左記の相手方は、1,082,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成29年4月までの間は毎月20,000円、同年5月は2,700円に分割して支払うこととするもの
17	24.10.29	*****	左記の相手方は、1,566,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成28年1月までの間は毎月40,000円、同年2月は6,500円に分割して支払うこととするもの
18	24.10.29	*****	左記の相手方は、622,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成28年3月までの間は毎月15,000円、同年4月は7,000円に分割して支払うこととするもの